

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成24年3月26日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第10条 (省 略)</p> <p>第11条 (取引時間) 本取引の取引可能な通常の間帯は次の通りとなります。 <日経225> 土曜日、日曜日、<u>国民の祝日</u>、1月2日、3日、12月31日を除く当社が定める間帯 (以下「取引可能時間」という) とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則 この約款は、<u>平成23年8月1日</u>より施行する。</p>	<p>第1条～第10条 (現行通り)</p> <p>第11条 (取引時間) 本取引の取引可能な通常の間帯は次の通りとなります。 <日経225> 土曜日、日曜日、1月2日、3日、12月31日を除く当社が定める間帯 (以下「取引可能時間」という) とします。</p> <p>(以下現行通り)</p> <p>附則 この約款は、<u>平成24年3月26日</u>より施行する。</p>